

福祉資金（住宅補修費・災害援護費）のご案内

本資金は貸付金であるため、返済する必要があることにご留意ください
自治体を実施する災害援護資金を利用できる方は、本資金は申込できません

1 貸付対象（以下の2つの要件に全て該当する方）

①令和6年能登半島地震により被災した方

②低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯のいずれかに該当する方

※各世帯ごとに所得制限がありますので、申し込みの際にご確認ください

2 申込先

お住まいの市町社会福祉協議会（転居を予定している方は転居後の市町社会福祉協議会）へご相談ください。

3 貸付条件

資金種類	住宅補修費	災害援護費
貸付上限額	250万円	150万円
資金使途	住宅の補修・修理費用 (屋根・壁・窓ガラス等)	・破損故障した家具・家電の 購入・修理費用 ・新住居への転居費用
据置期間 (返済を猶予する機関)	貸付の日から2年以内	
償還(返済)期間	据置期間終了後20年以内	
貸付利子	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
延滞利子	償還期限後の残元金に対し、年3.0%	
連帯保証人	原則必要。ただし連帯保証人なしでも申し込みは可	

4 必要書類

○申込時に必要な書類 ※のついている書類は窓口で用意している様式です

① 借入申込書 ※
② 住民票（世帯全員記載のもの）
③ 借入申込者や世帯の収支状況が確認できる書類 (給与明細書、所得証明書、所得税の確定申告書など)
④ 世帯収支状況調（世帯の収入と支出の状況を申告いただきます） ※
⑤ 借入金額等を裏付ける書類 (見積書・不動産貸借に係る関係書類など)
⑥ 令和6年能登半島地震により被災したことが分かる書類 (罹災証明書、被災証明書)

⑦ 連帯保証人がいる場合、連帯保証人の収入が確認できる書類 (給与明細書、所得証明書、所得税の確定申告書など)
⑧ 口座振替依頼書 ※
⑨ 個人情報の取り扱いについての同意書 ※

○貸付決定後に必要な書類

① 振込口座の通帳 (キャッシュカードの写し)
② 印鑑登録証明書 (実印の押印が必要になります)

5 審査について

申込書類及びその他添付書類を市町社会福祉協議会へ提出後、県社会福祉協議会運営委員会で審査し、貸付の可否を決定します。

(※審査の結果「不承認」となった場合、その理由の詳細はお答えできませんのでご了承ください。)

6 送金について

指定の金融機関口座に振り込みます。

貸付決定後に借用書等をお送りします。送金は借用書等を提出いただいた後に行います。

7 償還 (返済) について

据置期間 (最長2年) 経過後、償還 (返済) が開始します。原則、口座引き落としで毎月償還いただきます。

8 留意事項

- ・貸付金は予め申請いただいた用途以外には使用できません。貸付金の使用后、領収書を提出いただきます。貸付金に余剰が出た場合は、その差額は返金していただきます。領収書の提出がなかった場合は、全額を返金していただく場合があります。
- ・借入にあたり、社会福祉協議会、民生委員、自立相談支援機関等の支援、助言を継続的に受けていただく場合があります。
- ・審査状況や送金日の確認等はお答えできません。そのため、申し込みをした市町社会福祉協議会や、石川県社会福祉協議会への連絡はお控えください。